

## 平成29年度 第3回長野県障がい者施策推進協議会

日 時 平成30年2月14日（水）  
13：30～16：00  
場 所 長野県庁本館棟 特別会議室

### 1 開 会

○手塚企画幹 それでは定刻となりましたので、ただいまから平成29年度第3回長野県障がい施策推進協議会を開会いたします。

本日は大変お忙しい中御出席を賜り、誠にありがとうございます。私は本協議会の事務局を務めております長野県健康福祉部障がい支援課の手塚と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、開会に当たりまして、守屋正造障がい者支援課長から一言御挨拶を申し上げます。

### 2 あいさつ

○守屋障がい者支援課長

### 3 委員紹介

○手塚企画幹 本日の御出席は、委員15名中9名です。御都合により、伊藤委員様、根本委員様、塚田委員様、矢崎委員様、佐々木委員様、田辺委員様が欠席ということになっております。また本日、本木委員様には手話通訳者が付きますので御了承いただきますようお願いいたします。

次に協議会の幹事といたしまして、庁内の関係部から職員が出席しております。代理出席の方もあることを御了承いただければと思います。

続きまして、配布いたしました会議資料の確認をお願いいたします。あらかじめお送りしました資料につきましては、会議次第、資料一覧、その次に資料1から10まででございます。本日追加させていただきました資料でございますけれども、既にお手元にお配りしておりますとおり、「長野県障がい者プラン2018（仮称）（案）に対する委員意見」というものと、「医療型短期入所事業所について」の2点でございます。加えて、労働局様からのリーフレットもお配りしておりますので御覧いただければと思います。もし足りない資料等ございましたら、お知らせいただければと思います。係員が対応いたします。

次に、この会議は公開で行います。併せまして、後日県のホームページ上で議事録と会議資料の公表をしておりますので、よろしくお願ひいたします。また本日の会議でございますけれども、おおむね2時間30分を予定しております、終了時

間は午後4時30分頃を目途とさせていただきたいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。

それでは、会議事項の進行につきまして綿貫会長さんをお願いしたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

○綿貫会長 皆さん、こんにちは。今年の冬は、特別気温が低くて大変だなあというふうに思っておりますけれども、今日、日中は大分暖かくなりました。皆さん、御参集いただきましてどうもありがとうございます。

そんな中、先日雪が降りましたときに、職員よりも早く通所されました近くのグループホームにお住いの利用者さんが事業所の雪かきをしてくださっておいしました。「おはようございます、ありがとうございます。」と声を掛けましたら、「雪かいといたよ」と満面の笑顔でした。「ありがとうございます、助かるわあ」と申しましたら、「みんな困ると思ってさ、グループホームのところも雪かきしたんだよ」と、朝から充実した清々しい姿でありました。この方は西駒郷から12～3年ほど前に地域移行された60代前半の方でいらっしゃいます。こんな素敵の方を12年ほど前には、実は地域が拒みました。共に暮らしていく中で地域の理解が進み、笑顔で互いに挨拶が交わせるようなそんな関係になってきております。どこでも共生社会、共生地域でありたいと願っております。

本日は新たな障がい者プラン策定について、そして30年度の主な障害者施策について御意見をいただきます。限られた時間の中ではございますが、途中休憩も取らせていただきながら進めさせていただきたいと思っておりますので、皆様方の忌憚のない御意見をよろしくをお願いいたします。

#### 4 会議事項

##### (1) 新たな障がい者プランの策定について

○綿貫会長 それでは会議事項に入ります。最初に会議事項1「新たな障がい者プランの策定について」です。長野県障がい者プラン2018（案）について説明していただき、御質問、御意見等いただきたいと思います。それでは事務局から説明をお願いいたします。

○神戸課長補佐兼社会生活係長 資料1、2の説明

○綿貫会長 ありがとうございます。それでは皆様から御意見いただきたいと思います。挙手をしていただいて、お名前をいっていただいてから御発言いただければと思いますのでお願いいたします。はい。荒井委員、お願いします。

○荒井委員 はい。荒井です。説明ありがとうございました。私から指摘もさせていただいてあるんですが、23 ページの施策体系の5番目に、「ライフステージに応じた切れ目のないサービス基盤の整備」となっております。私が指摘したのは、39

ページの分野別施策の方向に「ライフステージに応じた切れ目のない基盤の充実」というのが5番目にあるのですが、サービス基盤の23ページは「整備」で、39ページは「充実」となってるので、これはどちらがいいのかということを含めて、統一した方がいいのではないかとということで申し上げたつもりです。対応案等というところでは、「表記を統一します」という記載がありますが、ここはどのように考えていますか。

○小山社会生活係担当係長 はい。障がい者支援課社会生活係の小山と申します。よろしくお願ひいたします。ここは委員御指摘のとおりでございまして、こちらは「基盤の充実」というところで統一したいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○荒井委員 はい。わかりました。

○綿貫会長 佐藤委員、お願ひします。

○佐藤委員 はい。身障協の佐藤です。22ページ、第2章の計画の概要の中でささいな私の疑問なのですが、基本理念の中で「自治の力を活かして支え合う」とあります。この「自治」という言葉、私のイメージからすれば地方公共団体とか市町村の自治というふうに今まで感じていたのですが、どうもこの文章から見ると、どうもそうじゃなさそうだなと。作成者の「自治の力」というこの部分の自治とは何を指すのか、教えていただきたいと思ひます。お願ひします。

○神戸課長補佐兼社会生活係長 はい。この「自治の力」の「自治」につきましては、しあわせ信州創造プランという長野県の総合5か年計画の中で謳われてるところでございまして。基本的には地方自治体という自治体ということもございましてけれども、その他にも、地域の自治組織ですとか、公民館活動、そういったようなものも含めた広い意味での自治の力というかたちで捉えていただきたいと思ひます。

○佐藤委員 広い意味でということ、要するに、地方公共団体だけでなく県民、市民も含めてという意味でしょうか。

○神戸課長補佐兼社会生活係長 そうですね。

○佐藤委員 わかりました。

○綿貫会長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは今御意見も頂戴しましたけれども、特別な問題等はなかったかというふうに思ひます。また、まとめていただきたいと思ひます。

では、続きまして長野県障がい者プラン 2018（案）の第3章重点的に取り組む

施策、第4章分野別施策の方向について事務局から説明をお願いいたします。

○小山社会生活係担当係長 資料2、4、追加資料「長野県障がい者プラン2018」(仮称)(案)に対する委員意見(概要)の説明

○綿貫会長 ありがとうございます。ただいま説明いただきました。皆様方の御質問、御意見ををお願いいたします。佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 佐藤です。重点施策の障がいへの理解の中で26ページ。「小・中学校及び高等学校における福祉関係施設への訪問等を通して、交流機会の拡大を図ります」という新たな文言がここに入ったということで、福祉事業者としても大変評価をしますし、また積極的に進めていただきたい中身ではありますが、具体的に拡大を図るといっても、相手いわゆる小中学校、あるいは教育委員会等に対して、どのような形で推進をするつもりでいらっしゃるのかを作成者の方の、気持ちでもいいですけども、お話を聞きしたいと思いがいかでしょうか。

障がい者への理解の深まるのも素晴らしいのですが、これからの介護人材不足の解消等にもつながるということの中で、非常に大事な子どもたちへの福祉理解と位置づけられると思いますので、是非聞かせていただきたいと思えます。

○小山社会生活係担当係長 はい。こちらにつきましては、教育委員会と相談させていただいて、実質的にはこの文章というのは教育委員会に書いていただいたということでございます。事業に当たっては、恐らく事業者の方の理解を得ながら、例えば学校等との連絡調整を行いながら図っていくもので、具体的な調整等はこれから取られると思いますが、教育委員会というのも十分こちらの方は了解して書かせていただいている文言でございます。

○佐藤委員 ありがとうございます。できるならば授業の一環として年に1度は福祉事業所での活動、理解ということを入れていただけるような、教育委員会からの積極的な学校側への働き掛けがあるとうれしいのですが、付け加えてまた御検討いただきたいと思えます。お願いします。

○綿貫会長 はい。よろしいですか。では今の御意見のとおり事務局、また、教育委員会の方もさらに積極的に進めていただければと思えます。他にいかがでしょうか。はい、本木委員。

○本木委員 本木です。今、佐藤委員さんの意見は大変良いです。それに関連してですが、私たち聴覚障害者が使っている手話を是非子どもたちに覚えてもらいたいと思っています。子どもはとても頭が柔らかい時期なので是非やってほしいです。週に1回とか頻度はいろいろありますけれども、手話のテキストを配布してそうやって手話を勉強するような時間を、学校の中で設けてもらえればうれしいです。

○勝又指導係長 特別支援教育課の勝又と申します。現在も手話についての講習会等の機会を作って進めておりますが、さらに各学校で手話に触れていただくことができるように、そうした講習会等の活動を進めていきたいというふうに考えております。

○川村課長補佐兼在宅支援係長 手話の施策について総括的な話になってしまいますけれども、手話を広めるということを県の施策として実施しており、その中では手話の普及を図るとしていることから、学校等を含め、取り組んでいきたいと思っております。現在、総合学習の中で手話を学校単位で取り組んでいるとお聞きもしておりますので、教育委員会とも調整しながら検討を進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○本木委員 ぜひよろしくお願い申し上げます。

○綿貫会長 他にいかがでしょうか。和木委員、お願いします。

○和木委員 はい。和木です。53 ページの「福祉人材の養成・確保」というところに関連しまして、是非ともピアスタッフの人材確保というところを入れていただけたらと思っております。実際に体験されそれを乗り越え、向かい合いながら生活をしてこられたピアの方々の言葉や経験というものはとても重みがあって、それに勝るものはないと思っています。なのでピアの方々の活躍を目の当たりにすることは、多くの方々が希望を持てることだと思っています。これによって質の高いサービスにつながるのではないかと考えております。

また、資料に関連してなんですけれども、意思疎通の支援について、外国語の通訳ということで、以前に中国残留孤児に似た人を始め、日本語が全く通じない方がいまして、その時に通訳できる方がとても少なく、大変負担を掛けてしまったことがありました。そういったところからも意思疎通の支援者の養成というところに、外国語の通訳ということも加えていただければうれしいかなと思います。以上です。

○綿貫会長 はい。次は2点ございましたけれども、福祉人材の養成・確保、ここでピアの方の活躍の場をとということを入れていただいたらどうかということでしょうか。

○和木委員 現行の心のバリアフリー事業や地域ケア事業とはまた別として、福祉施設等の人材として評価されることが必要かと。

○綿貫会長 はい。福祉人材としてピアの方の活躍というものを入れたらいかがという御意見ですが。

○阿部課長補佐兼施設支援係長 ピアサポーターという制度ございますけれども、現行のいわゆる福祉制度の中で、そういった方々を配置するという自体は基準上難しいですが、各施設におかれましてそういった方が活躍しているということは聞き及んでおります。各施設において人材活用を図っていただくようなお願いを進めていくという形で御意見頂戴したいなと思っております。

○和木委員 はい、ありがとうございます。

○綿貫会長 それと外国人の方への通訳という、32 ページの意思疎通支援者の養成について、いかがでしょうか。

○川村課長補佐兼在宅支援係長 32 ページにあります意思疎通支援についての考え方としますと、障がい特性に応じ、障がい者の方に対する支援をするという形です。外国人の障がいの方の場合は、外国語の通訳の方と、併せて障がい特性に合わせた意思疎通支援ということで、対応すべきものだと考えております。委員がおっしゃられた施設人材の確保のための意思疎通支援につきましては、こちらの考えと少し趣旨が違いますので、御意見として承らしていただき、施策の中で別途検討させていただければと思いますのでよろしく申し上げます。

○和木委員 わかりました。ありがとうございます。

○綿貫会長 他にいかがでしょうか。原田委員、お願いします。

○原田委員 稲荷山医療福祉センター小児科の原田と申します。今回は質問事項にお答えいただきありがとうございます。医療型短期入所事業所についてリストアップしていただいて、それに目を通してみると、県では今、利用者の状況については把握していないということで、それはそれで地方とか市町村において実態を把握されているという役割分担なのかと理解したのですが、これをざっと見ると実質、私は13番の稲荷山医療福祉センターですけれども、ここの医療型障害児入所施設というところは、もちろん短期入所事業をやっているんですけども、空床利用型なので、今の時期のようにインフルエンザがはやってしまうと、ショート、医療短期入所事業の患者さんの予約だけでも、お断りせざるを得ないというような状況があります。なので、とても患者さんの、また御家族のニーズに応えられているような状況ではありません。他の病院とか診療所とか、この事業に参加してもらっているところを見ますと、私のお聞きしている限りでは、小児の医療的ケアを持つお子さんを積極的に扱っている事業所は、ここの中にはあまりないのではないかと思います。城西病院以外ないのではないかと思います。今回このプランの36ページには、「医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）が利用できる医療型短期入所事業所の設置を促進します」とあり、後ろの方に数値目標として、12 か所

から15か所というふうに書いてありますが、数値でいくとそういう目標になるというのは理解できるのですが、実質中身がこれでは伴わないのではないかなと思います。ここに書いてある自立支援協議会とか、市町村の医療的ケアの支援課にも協議の場などと連携をとり、と書いてあるので、すごくいいと思うのですが、そこと連携を取りながら、一番必要なのはここにリストアップされている事業所の中身が充実することだと思います。その中身というのは、医療的ケアのお子さんを一晩預かるというのは、ただ預かるのではなくて、医療安全を確保して、その事業所がちゃんとコストがきちんと入ってくるようでないと、やっていけないと思います。その辺の医療安全とそれからペイができるという視点に立って、この事業所がそれぞれきちんと医療的ケアの子を短期入所事業としてきちんとお預かりできるという、中身を充実させないと、患者さんたちのメリットにはならないと思うので、ただ単に数を増やすのではなく、何という文言がいいかわからないですが、短期入所事業を充実させるという、そのような目標がいいのではないかなと思います。よろしくをお願いします。

○阿部課長補佐兼施設支援係長 はい、ありがとうございます。委員おっしゃられたように、14あるうち13が空床型ということで、実態とすればこちらの課題にも書かせていただいているのですが、空床型のため、なかなか実際には利用できないというお話をお聞きしております。なぜ空床型でなければならないかという、先ほど御指摘のありましたように、ペイできないという問題がありまして、要は空けていただいただけでは全く収入にならないと、ですから空床型にせざるを得ない、本来であればちゃんとしたベッドを確保しておかなければいけないのですが、それができない現実があるということです。それから、小児に対する対応ができるだけの人材、配置できるだけの報酬が出されていない、そういった問題もあるかと思います。これにつきましては、非常に細くなるものですからプランには書いてはいないのですが、国に対しまして、空床ではなくて、ちゃんとベッドを用意できるだけの、要は利用がない場合についても評価できるような今の報酬システム、それから医療の療養病床と同程度の報酬が出るようなシステムについての改善等について、関東ブロックの会議ですとか、そういった場を持ちまして、国に要望しております、プランとはちょっと別なのですけれども、そういったかたちで重心の方が、経営できるような体制整備を図るようなことを検討しております。

また、実際に各病院等の充実につきましては、先ほど委員が申し上げたとおり、医療的ケア児の連携の場、これを持ちまして、こういった地域の課題あるいは受け入れでの課題を十分検証した上で、充実を図ってまいりたいと思っております。

○原田委員 ありがとうございます。そういう現状、皆さん把握されているのかなと安心いたしました。なので中身の充実というような言葉を反映した項目等を盛り込まれるといいかなと思います。よろしくをお願いします。

○綿貫会長 他にいかがでしょうか。大堀委員、お願いします。

○大堀委員 精神障がい当事者の会、ポプラの会の大堀と申します、よろしくお願いたします。四つあります。一つ目は権利擁護推進のために必要だと思われることですが、障がい当事者として、障がいを理由とする差別解消の推進ですとか、障がい者虐待防止対策の推進を進めていただいておりますが、やはり権利の主体である障がい当事者がどんな差別又は虐待とか、そういったことがよくわからないことがあります。また、そういった心理的虐待、言葉による暴力があったりした場合も認めさせる、それが実際に差別なのかとか、心理的虐待ということがよくわからず、さらに支援を受けているので、言いつらいということは非常にあると思います。ですので、うちは良好な支援をいただいて、回復している当事者がおりますし、またそういった場面で相談ができたり、自分自身がそういうことなのかなと気付くような普及・啓発を、是非当事者自身が学ぶということを大事に進めていただきたいと思います。権利条約の中にも当事者自身が学ぶことが重要とあって、また精神のやはり自分が当事者としてどんなふうにしていけばいいかという、仲間と話し合うこと自体がやっぱり自分が生きる力にもなりますし、間接的には差別とか偏見というものではなくて、自分らしい、自分自身を肯定していく機会にもなると思うので、是非そういった学びの機会を、当事者自身が学ぶということによってそういう機会を作っていただきたいと思います。

2番目は、様々な施策、支援、それぞれの対策なのですが、福祉医療に関してです。毎回会議で話させていただいているのですが、やはり当事者としてのニーズは、平成29年度の障がいのある方に実施された調査の中でもあるように、生活に関する悩みの中では、2番目の健康や身体のことを47%、どこに相談したら良いかわかりやすくしてほしいという方が障がい当事者の中では47%、行政への要望の中ではやはり1位としては医療費の負担軽減41.1%とあります。医療費自体は減らないものですから、やはり所得が多少増えたとしても、医療費自体は実際にかかりますし、窓口負担がもしなければ、そういった生活の面での負担、経済的な地域的な負担も軽減されるかと思えます。これに伴う予算がどのくらい掛かるのかということもよくわからなくて申し訳ないのですが、是非長野県としてもプランの中に入れるかどうかというのはよくわからないのですが、是非福祉医療窓口無料化を、予算化に関しましても御検討いただければありがたいと思います。

3番目は、先ほど和木委員さんから御意見がありましたピアサポーターの推進についてのお願いです。ピアサポーターというのは、皆さん知らない、よくわからない方もいらっしゃるかもしれませんが、やはり障がいゆえの生きづらさとか生活のしづらさということ当事者同士が共有できます。ですので、障がいとか病気は個人の責任ではなくて、やはり仲間とか支援者とか家族との連帯の中で、自分自身がそういった生きづらさ、生活のしづらさというものを話し合えたり、悩みを打ち明けられたりということが、非常に私たち自身の力になっていく場です。普及・啓発で障がいに対する理解を進めていただくのも大事ですし、そういった意味では、例えば各事業所に加えて、例えば障がい者相談支援センターですとか、保健所とか保健センターなどやピアサポーターですとかピアカウンセラーというかた



ちで、より公的にもピアの力を出していただいて、是非当事者のニーズを反映させていただいたり、また当事者が生活しやすいというための支え合いのメリットが、大変当事者としても助かります。是非その三つの点を御検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○神戸課長補佐兼社会生活係長　それでは私の方から障がい者差別及び虐待について、当事者に対しても理解をしていただけるようなことに取り組んでほしいという御意見についてお答えします。私どもの方ではいわゆる障がい者差別解消に関する推進員及び虐待防止に関する推進員を配置しており、相談体制をとっておりまして、広く普及啓発につながる研修会や講座を開講する取り組みを行っております。県政出前講座というかたちで出掛けていって各障がいのある方がいらっしゃる事業所に出向き、講座を開催することもできますので、是非そういったようなところでも声を掛けていただきたいと考えております。当事者の方にもやはり制度ですとか、あと差別がない社会ですとか、自分自身が虐待と気づかないところがあるのではないかとということには、気づきをもっていただけるような講座により対応していけるのではないかと考えております。

○犬浦主査（健康福祉政策課）　健康福祉政策課の犬浦と申します。福祉医療の担当をしておりますので、福祉医療に関する御意見を頂戴いたしました部分についてお話をさせていただきたいと思っております。前回、前々回も、大堀委員様から御意見を頂戴しており、しっかりとした回答ができずに申し訳ございませんでした。御意見といたしましては、障がい者の病院、医療費がかかったときの窓口無料化を是非お願いしたいという御意見だったかと思っておりますけれども、障がい者医療の窓口無料化につきましては、皆様も御存じのとおり、まずは今年の8月から長野県におきましては、子どもの医療費につきまして窓口無料化といわれておりますけれども、現物給付化を実施するということが決まっておりますので、それについて実施に向けて市町村、県関係機関と今協力をし合いながら準備の方を進めているところでございます。障がい者の窓口無料化につきましては、関係団体の皆様から御要望いただいているところでして、ニーズにつきましては重々承知をしているところでございます。実施主体であります市町村とともに、県におきましては、まずは福祉医療の状況につきまして、子どもの医療費についてから始めて、行った後の状況、影響等を鑑みながら、また市町村の皆様の意向をうかがいながら、丁寧に検討してまいりたいと考えておるところでございます。私の方からは以上になります。

○大日方課長補佐兼自立支援係長　障がい者支援課自立支援係の大日方と申します。委員から御意見がありましたピアサポーター又はピアカウンセラーについての御意見でございますけれども、障がい者総合支援センターの方では、ピアカウンセラーの皆様が配置されていることは、承知しているところでございます。またその果たす役割も大きいというところは重々承知しているところでございます。障がい者総合支援センターの配置の職員につきましては、市町村と県とがそれぞれ役割分担というかたち

で専門職員を配置しているところがございますけれども、ピアカウンセラー、ピアサポーターということに関しましては、市町村で配置していただいている職員というふうに認識しているところですので、また自立支援協議会に設置しております障がい者相談支援体制機能強化会議というものがあり、こちらには市町村の皆様にも参加していただいている会議ですので、そういったところを通じまして、ピアカウンセラー又はピアサポーターの皆さんを積極的に配置していただけるようなことをこちら県の方からもお願いしていきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○大堀委員 ありがとうございます。

○綿貫会長 先ほど、大堀委員がおっしゃられた当事者の学ぶ場、機会を是非にというお話ですが、当事者の方から是非ここへ来てそういった講座を開いてくれということもなかなか言いづらい部分もあるかと思っておりますので、是非、県の方から当事者団体に、積極的にこうしたことも講座としてやっているというような周知をしていただけたらなというふうに私も思いました。

それでは時間もございますので、一旦、閉めさせていただきたいと思っております。ここで、10分ほど休憩を取らせていただきたいと思います。3時35分から再開させていただきます。よろしいでしょうか。それでは10分間休憩お願いいたします。

(休憩後)

○綿貫会長 それでは再開させていただきます。続きまして第5章、地域生活への移行や就労支援等に関する成果目標、障害福祉サービス等の必要な量の見込みに関することについて事務局から説明をお願いいたします。

○小山社会生活係担当係長 資料2、3の説明

○綿貫会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして皆さんの御意見をお願いいたします。いかがでしょうか。原田委員、お願いします。

○原田委員 ありがとうございます。成果目標ということで、具体的に挙げていただいて、すごくいいかたちだなと思います。例えば成果目標5に関しては、障がい児支援の提供体制の整備等ということで、すごく理想的なかたちですが、質問になります。具体的にどのようにやっていくのか、例えば全ての市町村に児童発達支援センターを置いて保育所訪問もできる施設であって、重心の放課後デイもできて、すごくいいとは思いますが、実際にどうやったらできるのか、そこがみんなできなくて困っているところを、どのようにやっていくかということは市町村になるのでしょうか、それとも県の方で何らかの青写真があるのでしょうか。

○綿貫会長 はい。事務局お願いします。

○阿部課長補佐兼施設支援係長 施設支援係の阿部と申します。まず施設整備自体に関しましては、今ある施設整備の補助金等を、県では重度の方あるいは児童発達支援センターの御要望について、優先事項として整備の対象にしていきたいと思っております。それをインセンティブにしていきたいかということがまずあります。それから、今回こういった指針が示されたことにより、各圏域におきまして実際に児童発達支援センター、ある圏域とない圏域がありますし、十分充実している圏域もございます。つまり圏域においても、今ある児童発達支援センターをどう活用していけば圏域として各市町村あまねくそれらを活用できるか、あるいは、ない圏域については具体的にお話いただいている市町村もあるのですけれども、新たな設置をしたいと。いわゆる市町村とその圏域の中心となる市で、新たな設置等を目指していくということもございまして、今後は圏域ごとに実情に応じまして、設置あるいは拡充等を図っていくというようなことを検討しております。ですので、県とすれば施設整備のインセンティブ、プラス各市町村の実状に応じた体制整備を図っていくようなことを検討中でございます。

○原田委員 ありがとうございます。では、リーダーシップを取る、そして成果を確認していくという意味合いだと取りました。そういうことで、よろしいですか。

○阿部課長補佐兼施設支援係長 はい。

○綿貫会長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは本日、委員の皆様方からいただきました御意見、御提言とパブリックコメントによります県民の皆様からの御意見を踏まえて、障がい者支援課で最終的な調整をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

## (2) 平成30年度の主な障がい者施策の概要について

○綿貫会長 続きまして、平成30年度の主な障がい者施策に関する事項について、平成30年度の障がい者プラン以外の障がい者施策に関して、事務局から説明をお願いいたします。

○阿部課長補佐兼施設支援係長 資料5-1、5-2の説明

○神戸課長補佐兼社会生活係長 資料6、資料7の説明

○唐沢企画幹 資料8の説明

○小山課長補佐兼心の健康支援係長 資料9、10の説明

○綿貫会長 ありがとうございます。今、御説明いただきました資料10までのところで、皆さんの御質問、御意見お願いいたします。荒井委員、お願いします。

○荒井委員 はい。資料8の障がい者スポーツの普及・振興ということで、私も一般質問で申し上げましたが、大変に有り難いと思っております。それで、これについては東京パラと全国障害者スポーツ大会に向けてということですが、現在冬季大会が開かれ、冬季パラリンピックもあります。この2枚目の表等でいくと、冬季の部分の候補選手の強化指定とかですね、そういうふうには読み取れなかったものですから、いわゆる障がい者スポーツの普及・振興という表題であるとすれば、そういうものも組み込まれた、障がい者の冬季のスポーツの理解促進も含めた、そういう意味で全体的に作り上げていってもらった方が、より障がい者への理解も高まるのではないかなと思いました。東京と2027年の国体については、それは私もわかっており、全国の障害者スポーツ大会に目が行って作っておられるのはわかっているのですが、千曲市からパラの方にはアイスホッケーで行っていただく方がおられることもありますので、是非そういうことも含めてまた今後の中でお願いしたいと思えます。

○綿貫会長 はい。御意見いただいたということで、よろしいですか。お願いいたします。他にいかがでしょうか。藤田委員、お願いします。

○藤田委員 町村会の代表、南箕輪の藤田です。資料6のヘルプマークの普及啓発の関係でございますが、ヘルプマークのタグは、県で配布を考えておられるということですが、もし決まってるようでしたらどのようなかたちで配布をされるかお聞きできればと思います。

○神戸課長補佐兼社会生活係長 はい。配布につきましては、各市町村の皆様にも御協力をお願いしていきたいと考えております。ただ、市町村の皆様だけではなくて、様々な窓口のところで配布できるようなことを検討していきたいと考えておりますが、窓口がどこにということ具体的に明確になってはございません。市町村ですとか、県の様々な現地機関、また、民間の団体においても、障がいのある方が受け取りやすい場所がございましたら、そういったところも活用させていただくことを検討していきたいと考えております。

○藤田委員 ありがとうございます。

○綿貫会長 今の件ですけれども、このヘルプマークをいただける方というか、ここに義足や、内部障がい、妊娠初期の方などというふうに書いてありますが、この「など」というところで、窓口というか、お越しになられた方の、どこまでの範囲とい

うものはあるのでしょうか。

○神戸課長補佐兼社会生活係長 はい。「など」ということで、明確にしていなくてあるのですが、基本的に東京都が商標登録を取ってあるというところの中で、こちらの表記の仕方をしておりますけども、主に配慮が必要な方として想定されている方としては、高齢者の方ですとか、障がいとまではいかないけれども不自由な状況にあるという方、そのようなことも含めてというかたちになったと思います。

○綿貫会長 自己申告をされた中で、ということですか。

○神戸課長補佐兼社会生活係長 特に登録制といいますか、申請による配布ということではなく、窓口で申出があった場合に配布する、という方法でやりますので、あくまでも申出される方が、内部疾患があるとか、支援が必要という状況にあるということによって受け取っていただくというかたちになると思います。

○守屋障がい者支援課長 これからの検討にもよりますが、東京都の例でも厳密に、例えば申請して証明が必要とか、そういう形はとっていないということですので、恐らく「欲しい」ということであれば、お出しするというような形になるのではないかと思います。

○綿貫会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

私、資料 10 の一番下の発達障がい診療人材育成事業に、非常に期待をしております。本当に現場の中でかなり現実が変わらないというふうに思っておりますので、うまく進めていただきたいなあというふうに思います。

それでは、労働局様からいただいた資料について、岩松委員から説明等をお願いします。

○岩松委員 労働局の岩松と申します。二つ折りにしたものをお配りさせていただきました。前段については昨年 6 月に変わった点ですが、その下に「あわせて」というところがありますが、こちらは、厚生労働省の審議会の障害者雇用分科会で答申が出たことによる省令改正を受けて変わった点でございます。今までは、障害者雇用率制度の中では 20 時間から 30 時間までの方、最低 20 時間内の方はカウントせず、30 時間未満の方は一人を 0.5 人と数えるというふうになっていたのですが、平成 30 年 4 月からこの点が変わります。精神障がいのある方で、20 時間から 30 時間未満短時間労働の場合、保健福祉手帳を取得してから 3 年以内、又は、その事業所に雇い入れられて 3 年以内の方については、今までは 0.5 人という数え方をしていましたが、平成 30 年 4 月からは、1 人と数えられますという点、それと、「かつ」というところに「平成 35 年 3 月 31 日までに雇い入れられ」というふうに書いてありますが、これが使えるのは、平成 35 年の 3 月 31 日までです、とい

うことです。したがって、例えば前回の調査のときには0.5人と数えていたのですが、入ったのは3年未満だった、という方が今度の調査の時点でわかったような場合には、この方は1人でカウントができますというもの。あとは手帳を取得したけれども、今まで持っていなかったという方について、そのような条件だった方には、短時間の方に限ったことですが、適用されます。30時間以上の方については、従来と同じ考え方ということです。このような点が変わりましたので、参考にさせていただければと思います。

○綿貫会長 ありがとうございます。他に皆さんの方から何か全体通してでもございましたらお願いします。岩松委員、お願いします。

○岩松委員 質問というかお聞きしたかった点としまして、私ども似たような仕事やしているところがありまして、2点ほどお聞きしたいのと、1点は確認したい点です。コラムの26ページに中ほど丸のポツの二つ目に「障がいと理由とする差別の解消の推進」とありますが、最後に「検討・研究していきます」というふうにあります、すごいなと思い、見ておりましたが、研究というのは具体的に何を想定してやられていくのかということをお聞きしたいと思います。

また、勉強不足でいけないのですが、38ページに発達障がい者のサポーター養成講座の受講者に関する表がありまして、あと86ページにも載っているのですが、私どもでは「仕事サポーター」という事業をやっております、これが精神と発達障がいの方の出前講座等をやっておるのですが、この辺は具体的にどのようなことをされているのでしょうか。また、86ページを見ますと、これは年々増えているということは、「延べ人数」と書いてあるということは、累計ということでしょうか。

3点目は、資料ナンバー4の7ページの47番の「特別支援学校高等部卒業生の就労率」というのが載っておりますが、私どもはハローワークを通じて各特別支援学校から数字を取ったりしておるのですが、例えば県教委さんから文科省さんに報告する数字と、私どもが扱っている数字が違うというケースが多くて、それを勘案しますと、就労継続支援A型の事業所さんへの就職っていうのをに入れてなかったり、入れてあったりという点で数字が違ってくるのかなあと思ったものですから、この数字というのは、A型事業所さんへの就職っていうのを入れたものなのか、そうでないのかということをお聞きしたいと思います。

それともう1点、これは字が違っているというだけですが、プランの42ページの一番下、「私用者による」というのは、「し」は、「使う」の「使」だと思っておりますが、「私」になっておりますので、間違いではないかと思っております。

○綿貫会長 では、時間も押しておりますので、事務局から簡潔にお答え願います。

○神戸課長補佐兼社会生活係長 それでは、私の方から最初にございました、「障がいと理由とする差別解消の推進」の、「実行性のある研修等の取組や紛争解決の方

法等についても検討・研究していきます」というところの具体的な内容についてでございますけれども、差別解消法につきましては、平成28年4月から施行されたということで、様々な事案が上がってきており、その事例の積み上げの中で、施策や取組の方向性というものを考えていかななくてはいけないということでございます。事例の積み上げをしていくというところで、研究をしていく、その中で出てきたニーズですとか、解決方法とかそういったものについて事業化等について検討させていただきたいと考えております。

○小山課長補佐兼心の健康支援係長 続きます。発達障がい者サポーターについて御説明します。発達障がい者サポーターにつきましては、90分あるいは45分という講座を受講していただき、発達障がいの特性等を理解していただいて、身近な地域で、発達障がいのある方を見守ることができる県民を増やすことを目的としております。開催に当たっては、地域や団体、最近では学校関係、小学校や中学校からの要望もございます。企業から要望があれば、講師を派遣し、受講をしていただくことは可能です。

また、人数につきましては、毎年2000人の受講者を目標としておりまして、各年度に記載したものは、おっしゃったとおり、今までの累計の数字になっております。

○勝又指導係長 特別支援教育課から御説明します。特別支援学校の卒業生の就労率は、おっしゃるとおり、A型を含まないものでございます。また、文科省の学校教育調査に付随している数字を使いますので、若干調査時期等も違うため、差が出るというふうに御理解いただければと思います。

○岩松委員 ありがとうございます。

○綿貫会長 ありがとうございます。それでは本日はここまでというふうに思いますが、その他に事務局から何かございましたらお願いいたします。

○神戸課長補佐兼社会生活係長 事務局の方から1点お願いいたします。本日、今年度3回目の協議会でございます。委員の皆様は任期は2年となっておりますので、来年度も引き続き委員として御意見を頂戴したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。人事の関係等で委員の継続が困難となった場合には、事務局あて、御連絡をお願いいたします。

次の会議予定は、年度が替わりまして7月中旬頃を予定しております。新年度に入りましたら日程調整を依頼しますので、よろしくお願いいたします。

○綿貫会長 ありがとうございます。皆様方からの非常に貴重な御意見をたくさん頂戴いたしまして、時間を超過してしまいました。申し訳ございませんでした。それではこれで会議事項を終了とさせていただきます。進行を事務局にお返ししま

す。お願いします。

○手塚企画幹 綿貫会長並びに委員の皆様には長時間にわたり、熱心に御審議いただき、ありがとうございました。以上をもちまして本日の協議会を終了させていただきます。ありがとうございました。